

ほご 保護のしおり

せいかつ ほご しんせい かんが かと
生活保護の申請をお考えの方は
まずはご相談ください

いわみざわしふくしじむしょ
岩見沢市福祉事務所

＜生活保護制度とは＞

一生懸命働いても生活できない、家計を支えていた人が亡くなる、病気や事故などのため収入が無くなるなどの様々な事情において、他の手段を最大限に利用しても生活ができなくなったときに、日本国憲法第25条により、それぞれの方の状況に応じて援助をすることを通して、最低限の生活の保障をするとともに、一日も早く自分たちの力で生活していくことができるように手助けすることを目的とした制度です。

生活保護が必要な世帯	生活保護が必要でない世帯
<p>国が定めた「最低生活費」</p> <p>世帯全体の収入 <small>給与、年金、児童手当、児童扶養手当、養育費など</small></p> <p>最低生活費より収入が少ないとき、不足分が生活保護費として支給されます。</p>	<p>国が定めた「最低生活費」</p> <p>世帯全体の収入 <small>給与、年金、児童手当、児童扶養手当、養育費など</small></p> <p>最低生活費より収入が多いと、生活保護は受けられません。</p>

＜生活保護の種類＞

生活保護法では、次のようなものが国の定めた基準の範囲内で給付されます。

生活扶助	食べ物、着るもの、光熱水費など、毎日の生活に必要な費用です。
教育扶助	学用品、学級費、給食費、教材代など、義務教育に必要な費用です。
住宅扶助	家賃、地代、持ち家の修繕費など、家に住むために必要な費用です。
医療扶助	病気やケガによる医療費や、それに付随する費用です。
介護扶助	介護サービスの利用に際しての本人負担分などです。
出産扶助	出産に必要な費用です。(助産制度を利用できない場合に限り)
生業扶助	高校での就学や、技能・資格の取得などのために必要な費用です。
葬祭扶助	葬祭に必要な費用です。(受給者が葬祭執行者となる場合に限り)

かつよう
＜活用すべきもの＞

せたいいんぜんいん かひょう
世帯員全員が、下表のようにその利用する資産、能力その他あらゆるものを、その最低
げんど せいかつ いじ かつよう
限度の生活の維持のために活用することが求められます。

ぐたいてき
具体的には・・・

はたら
① 働いていますか？

はたら ひと のうりよく おう
働くことができる人は、能力に応じ
て働いてください。

しさん
② 資産はありますか？

よちよきん せいかつ かつよう
預貯金、生活に活用されていない
しさんなど ばいきやく かのう ばいきやく
資産等で売却が可能なものは、売却
して生活費に充てることとなる
かのうせい
可能性があります。

しさん とち かおく ゆうかししょうけん
資産：土地、家屋のほか、有価証券、
じどうしゃ ききんぞく
自動車、貴金属など

ねんきん こようほけんなど
③ 年金、雇用保険等の
ほか せいど つか
他の制度は使えますか？

ねんきん てあて りよう せいど
年金や手当など、利用できる制度が
あれば、それらを活用してください。

せいど ねんきん おんきゅう じどうてあて じどう
制度：年金、恩給、児童手当、児童
ふよう てあて こようほけんきん しょうびょう
扶養手当、雇用保険金、傷病
てあてきん にゆういんきゅうふきん
手当金などのほか、入院給付金な
どの保険給付金、保険の解約返戻
きん じこ さいがい ばいしょうきん
金、事故や災害の賠償金など

みうち えんじょ
④ 身内からの援助は
う
受けられますか？

おや こ きょうだいしまい えんじょ う
親、子、兄弟姉妹などから援助を受け
ることができるときは、援助を受けて
ください。

＜生活保護を受けるまでの手続き＞

1. 生活保護の相談、申請について

- 生活保護の相談は誰でもできますが、申請は本人のほか、その扶養義務者（親、子、兄弟など）または他の同居の親族に限られます。
 - 相談・申請は、市役所開庁日の 9時00分～17時30分の間で、市役所本庁の保護課（16番窓口）でお受けします。
 - 相談・申請は、特別な事情がない限り保護課窓口までお越し願います。
 - 他人に知られたくない事情もあると思いますが、相談を受ける職員には守秘義務がありますので、安心してご相談ください。
 - 生活保護は、原則として一緒に生計を立てて暮らしている方全員をひとつの「世帯」としてとらえます。（国民健康保険や住民登録でいう「世帯」とは違います。）生活保護の申請を考えているときは、世帯の方全員で生活保護の申請についてしっかり話し合ってください。
 - 嘘の申請をして生活保護を受けた場合は、法律により罰せられることがあります。
2. 生活保護の決定には、次表の書類等の確認が必要となりますので、できる限りご用意くださいますようお願いいたします。

1	印鑑	13	健康保険証、後期高齢者医療保険証
2	前3か月分の給与明細書	14	介護保険証(介護認定含む)
3	年金、恩給証書と改定通知書	15	生命保険証書、損害保険証書
4	児童扶養手当証書	16	年金手帳
5	雇用保険受給資格者証	17	年金受給者記録照会票(ねんきん定期便)
6	傷病手当金支給決定通知書	18	身体障害者手帳・精神保健福祉手帳・療育手帳
7	車検証(使用・借用しているものを含む)	19	就労活動状況(直近月の状況)
8	預金通帳全部(直近まで記帳済のもの)	20	免許証(自動車・資格等)
9	土地・建物の権利証	21	扶養義務者との相談結果
10	土地・建物の登記簿謄本	22	扶養義務者一覧 (氏名、住所、生年月日、電話等)
11	借地、借家の賃貸借契約書	23	生活歴、職歴、病歴
12	負債・滞納状況の一覧表	24	その他 []

3. 生活保護の申請から生活保護の開始までの手続きについて

- 申請を受理した後、保護課の担当者(ケースワーカー)が家庭訪問を行い、面接し、今までの生活歴、現在の生活状況、世帯員の健康状態、収入、資産、扶養義務者の状況など、生活保護の決定に必要な事項を調査いたします。
- 生活保護の決定については、原則として申請日から14日以内に決定し、文書で通知いたします。(調査に時間がかかる特別な事情があった場合、決定まで14日以上かかる事もあります。)

<生活保護受給中の権利と義務>

保護費は最低限の生活を維持するための給付であり、その費用は税金によってまかなわれています。そのため、生活保護受給者には特別な権利がある一方で、課せられる義務も多くあります。

<生活保護受給中の権利>

- 正当な理由無く、すでに決定された保護を不利益に変更されません。
- 保護金品に対して税金を課せられること、差押えられることはありません。

<生活保護受給中の義務>

- 保護受給者は、生活保護を受ける権利を譲り渡すことはできません。
- 家計の節約を図り、可能な範囲で「自立」を目指す必要があります。
ここでいう「自立」とは、経済的な自立だけでなく、病気の治療に努める、周囲と交流する、扶養義務者との関係を維持するなどの社会的な自立も含みます。
具体的には・・・
- 働けない事情がない方は、能力に応じて働かなければなりません。
- 金銭面に限らず、病院への送迎や身の回りの世話などについても、身内からの援助を得るよう努力する必要があります。
- 病気や怪我で働けない方は、医師の指示に従い治療を受ける必要があります。
- 過度な遊興やギャンブルなどによる浪費は慎んでいただく必要があります。
- 借金はできません。また、借金の返済もできませんので、借金でお悩みの方は法テラス、弁護士、司法書士による相談窓口を活用するなどし、負債の整理を行います。

○ とどけで ぎむ 届出の義務

- せいかつ しゅうにゆう じょうきょう へんか
生活や収入の状況に変化があったとき。

→ せいかつ ほごじゅきゅうせたい え かね しゅうにゆう と あつか きゅうりょう
生活保護受給世帯が得たすべてのお金は、収入として取り扱います。給料だ
けでなく、ねんきん おんきゅう てあて しおく よういくひ こ ほけんきゅうふきん
年金、恩給、手当、仕送り、養育費、子どものアルバイト、保険給付金、
ばいしょうきん とど で ひつよう
賠償金なども、すべて届け出る必要があります。

→ かね いがい かんきんかち もの しおく とど で ひつよう
お金以外でも、換金価値のあるような物の仕送りがあれば、届け出る必要があります。

- とち かおく ざいさん ばいきやく しゅとく
土地、家屋など財産を売却、取得したとき。
- しゅうしょく たいしよく けっこん かにてい へんか しゅう
就職、退職、結婚など、家庭に変化が生じたとき。
- びょういん つういん にゅういん たいいん
病院へ通院、入院、退院するとき。

○ しじ したが ぎむ 指示に従う義務

ほご じっしきかん ほごじゅきゅうちゅう かた たい ほご もくてきたっせい ひつよう
保護の実施機関は、保護受給中の方に対して、保護の目的達成のために必要な
しどう しじ したが ほご じっしきかん せいかつほご へんこう
指導や指示をします。これらに従わないときは、保護の実施機関は生活保護を変更、
ていし はいし
停止または廃止することができます。

< ほごひ へんかん 保護費の返還について >

- せいかつほご かいしいこう なん じじょう しきん え あいだ しきゅう
生活保護の開始以降に何らかの事情で資産を得たときは、それまでの間に支給した
ほごひ ぜんぶ いちぶ へんかん
保護費の全部または一部を返還してもらうことがあります。

れい
例としては・・・

- せいかつほごかいしじ かね か ざいさん かね か
生活保護開始時にお金に換えることができなかつた財産を、お金に換えることがで
きたとき。
- ねんきん う と
年金をさかのぼって受け取ったとき。
- じ こ さいがい ほけんきん ほしょうきん じだんきん う と
事故や災害により保険金、補償金、示談金などを受け取ったとき。
- せいめいほけん かいやくへんれいきん う と
生命保険の解約返戻金などを受け取ったとき。

- はたら え しゅうにゆう ほうこく うそ とどけで しゃっきん ふせい
働いて得た収入があるのに報告しない、嘘の届出をする、借金をするなど、不正な
しゅだん ほごひ う と しきゅう ほごひ へんかん
手段で保護費を受け取ったときは、すでに支給した保護費を返還してもらいます。とく
あくしつ ばっそく けいほう しょぼつ う
に悪質なときは、罰則や刑法などによる処罰を受けることとなります。

せいかつほごじゆきゆうちゆう りようかのう げんめんせいど
＜生活保護受給中に利用可能な減免制度について＞

せいかつほごじゆきゆうちゆう かた い か げんめんせいど りよう
生活保護受給中の方は、以下のような減免制度が利用できます。

こていしさんぜい しみんぜい げんめん
固定資産税・市民税の減免

⇒ ぜいむかしさんぜい ばんまどぐち ぜいむかしみんぜい ばんまどぐち
⇒ 税務課資産税グループ(9番窓口)、税務課市民税グループ(7番窓口)

ほいくりよう めんじよ
保育料の免除

⇒ きょういくいいんかいじ むきよくこ か ほいくようち えんかかり ばんまどぐち
⇒ 教育委員会事務局子ども課保育幼稚園係(2番窓口)

こくみんねんきんほけんりよう ほうていめんじよ
国民年金保険料の法定免除

⇒ いりようねんきん か ねんきんかかり ばんまどぐち
⇒ 医療年金課年金係(3番窓口)

じりつしえんいりよう ほんにんふたんがく げんめん じこふたんがく えん へんこう
自立支援医療の本人負担額の減免(自己負担額を0円に変更します)

⇒ ふくし かしよう しゃふくし ばんまどぐち
⇒ 福祉課障がい者福祉グループ(14番窓口)

インフルエンザの予防接種費用の免除

⇒ ほけん
⇒ 保健センター(Tel:25-5540)

さいいじよう さいいじよう
65歳以上および60歳以上で
しょうがい きゅうていど ないぶしょうがい
障害1級程度の内部障害を
もち かつ
お持ちの方に限ります。

じゆしんりよう めんじよ
NHK受信料の免除

⇒ さつぽろほうそうきよく しんさつぽろえいぎよう
⇒ NHK 札幌放送局 新札幌営業センター(Tel:011-895-7760)

＜よくある質問＞

問)生活保護を受けている者が自動車を所有、運転してもいいのでしょうか？

答)生活保護を受給されている方が、自動車を所有、運転することは、原則として認められません。ただし、障がい者の通院、自動車がないと通勤できないなどの特別の事情に限り、例外的に自動車の所有、運転が認められる場合もありますが、この場合においても、買い物などの目的外での自動車の所有、運転は認められません。

問)家を持っているのですが、生活保護を受けることができますか？

答)お持ちの家にお住いの時は、お住いのまま保護を受けることが可能です。ただし、資産価値が著しく大きいときは、売却していただく場合があります。この場合、すぐに売却することが難しいときは、一時的に生活保護を開始し、その後売却して得たお金の中から、すでに支給された生活保護費について、返還してもらうこととなります。また、65歳以上で資産価値のある家にお住いの方は「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」を活用していただけます。

問)医療費が高く、生活していけません。医療費だけでも生活保護を受けることはできますか？

答)生活費も医療費も含めて生活保護が必要かどうか判定しますが、世帯の収入の状況によっては、医療費だけの支給になる場合もあります。

問)息子が働かないため、息子だけでも生活保護を受けることはできないのでしょうか？

答)生活保護は世帯を単位として行われます。家庭内の人物一人を指してその人物のみ生活保護を受けるといったことは、原則としてできません。

(記載例)

様式第13号(第4条関係)

生活保護法による保護申請書(開始・変更)

現在住んでいるところ

TEL **0126-23-4111**

現在のところに住み始めた時期

昭和**60**年**8**月**1**日

受付年月日

岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号

人員	(ふりがな) 氏名	個人番号	続柄	性別	年齢	生年月日	学歴	職業	健康 状態
1	岩見 沢男	1234-5678-1234	世帯主	男	71	S21.4.5	中卒	無職	不良
2	岩見 沢子	1234-5678-5678	妻	女	70	S22.3.8	高卒	パート	良好
3									
4									

家族のうち別なところに住んでいる者がいるときは、その名前と住んでいるところ

資産の状況(別添1)

収入の状況(別添2)

関係先照会への同意(別添3)

世帯主又は家族との関係	(ふりがな) 氏名	生年月日	住所	今まで受けた援助及び将来の見込
長男	岩見 一郎	S50.3.10	TEL 011-0000-0000 札幌市中央区~	有 (月20,000円)
長女	空知 花子	S53.10.2	TEL 23-0000 岩見沢市鳩向~	有 (缶詰)
主の姉	九里 サツ	S18.3.27	TEL 45-0000 岩見沢市栗沢町~	無
妻の弟	北村 勝平	S26.9.8	TEL 56-0000 岩見沢市北村~	無
			TEL	
			TEL	
			TEL	

保護を申請する理由(具体的に記入してください。)

高齢のため仕事を辞めさせられたが、年金も無く退職金を使い果たし、身内からの援助だけでは生活できないため。

上記のとおり相違ないので、生活保護法による保護を申請します。

〇〇年〇〇月〇〇日

岩見沢市福祉事務所長 様

申請者 住所 **岩見沢市鳩が丘1丁目1-1**

氏名 **岩見 沢男**

保護を受けようとする者との関係 **本人**

(記入上の注意)

- 申請者と保護を受けようとする者が異なる場合には、別添の書類は保護を受けようとする者に記入してもらってください。
- 不実の申請をして不正に保護を受けた場合、生活保護法第85条又は刑法の規定によって処罰されることがあります。
- この申請書は、開始、変更いずれの場合にも用いるものとし、変更申請の場合は、変更に係る事項を記入し、別添1から3のうち必要なものを添付してください。

いわみざわしふくしじむしょ ほごか
岩見沢市福祉事務所 保護課

〒068-8686

いわみざわしはとおか ちょうめ ばんごう いわみざわしやくしょ かい ばんまどぐち
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号 岩見沢市役所 1階16番窓口

かいちょうじかん へいじつ じ じ ぶん
開庁時間: 平日の9時から17時30分まで

でんわ
電話: 0126-35-4173